

日吉津村第4次行財政改革プラン

改革のテーマ

『さらなる村民サービス向上をめざして、未来につなぐ行財政基盤の確立』

令和3年3月
日吉津村

目次

| | |
|-----------------------|------|
| 1. これまでの行財政改革における取組内容 | P.2 |
| 2. 日吉津村を取り巻く現状・課題 | P.4 |
| (1) 将来的な人口動向 | |
| (2) 財政状況 | |
| (3) 組織、職員 | |
| (4) 公共施設(建物) | |
| (5) 事務事業 | |
| 3. 行財政改革の基本方針 | P.9 |
| (1) 改革の趣旨 | |
| (2) 改革のテーマ | |
| (3) 改革の体系 | |
| (4) 計画推進期間 | |
| (5) 進捗管理 | |
| (6) 体系図 | |
| 4. 具体的な取組 | P.13 |
| (1) 推進体制 | |
| (2) 取組内容 | |
| 1. 行政改革 | |
| 2. 財政改革 | |

1. これまでの行財政改革における取組内容

これまでのプランに基づく行財政改革では、当時の厳しい財政状況に対応するために、職員の削減や事務事業の見直しなど歳出減に向けた取組を中心に推進してきました。

その結果、職員削減について目標達成が図られ、一定の成果を得ることができました。

しかしながら、改革項目の中には、目標達成に至らなかった項目も存在しており、これまでの経緯や経過、今後の見通しなどを検証し、課題解決に向け着実に取り組んでいく必要があります。

| 計画名称 | 『集中改革プラン』 | 『第1次日吉津村行財政改革プラン』 | 『第2次日吉津村行財政改革プラン』 | 『第3次日吉津村行財政改革プラン』 |
|---------|---|--|---|--|
| 計画実施期間 | H17年度～ H21年度 | H22年度～ H24年度 | H25年度～ H28年度 | H29年度～ R元年度 |
| 計画策定の趣旨 | 厳しい財政状況を乗り切り、「村」として今後も自立していくため、従来の行政システムを根本から見直しを行った。 | 国の危機的な財政状況、少子高齢化等の社会経済情勢の変化による歳出の増加が見込まれる中、一層の行政体制の整備、体質の強化を図るために新たに策定した。 | 持続可能な自治体運営を行うための財政基盤の確立を基本に、「参画と協働による村づくり」を推進していくためのプランを策定した。 | 第2次を引き継ぎつつも、従来の絞り込むことではなく、より活力のある社会を目指す取り組みに焦点を置くためのプランを策定した。 |
| 基本方針 | 1.業務の見直しによる行政サービスの向上 2.行政と住民との役割分担範囲の見直し 3.財政の健全化 4.行政の透明性の向上 | 1.歳入の確保 2.行政のスリム化・効率化 3.参画と協働の推進 4.情報の共有・公開 | 1.歳入の確保 2.行政事務の効率化の推進 3.参画と協働の推進 4.情報の共有・公開 | 1.歳入の確保 2.行政サービスの向上および効率化 3.参画と協働の推進 4.情報の共有・公開 |
| 取組項目 | 1.行政サービスの質の向上 2.村民と行政との協働の推進 3.電子自治体の実現を目指す 4.事務事業の再構築 5.人件費、職員定数の適正化を図る 6.歳入の確保を目指す 7.財政状況の公表 8.行政評価システムの構築 9.行政能力の向上を図る | 1.新しい財源の確保 2.イベントの運営方法の見直し 3.事務事業の再構築 4.民間委託の検討 5.指定管理者制度の導入検討 6.行政評価システム導入の検討・評価結果の公表 7.電子自治体の推進 8.ボランティア団体等と連携推進 9.行政との協働を目指すNPO法人 | 1.自主財源の確保 2.村税等の徴収率の向上 3.ふるさと納税制度の周知徹底 4.事務事業の再構築 5.民間委託の検討 6.指定管理者制度の導入検討 7.行政評価制度の活用 8.情報化の推進 9.使用料・手数料の見直し 10.時間外勤務の削減 11.職員の計画的 | 1.自主財源の確保 2.村税等の徴収率の向上 3.ふるさと納税制度の活用 4.事務事業の再構築 5.行政評価制度の改善と活用 6.情報化の推進 7.使用料・手数料の見直し 8.職員研修の充実 9.時間外勤務の削減 10.イベントの見直し 11.ボランティア |

日吉津村第4次行財政改革プラン

| 計画名称 | 『集中改革プラン』 | 『第1次日吉津村行財政改革プラン』 | 『第2次日吉津村行財政改革プラン』 | 『第3次日吉津村行財政改革プラン』 |
|--------|--|---|--|--|
| 計画実施期間 | H17年度～ H21年度 | H22年度～ H24年度 | H25年度～ H28年度 | H29年度～ R元年度 |
| | | の設立支援 10.住民説明会の開催 11.村報及びホームページ、ひえづ113チャンネルでの情報発信の徹底 12.「村民からの提案箱」の設置 13.財政状況の公表・財政シミュレーションの公表 14.予算・決算状況の公表 | な能力開発 12.イベントの運営方法の見直し 13.ボランティア団体等との連携推進 14.行政との協働を目指すNPO法人の設立支援 15.住民説明会の開催 16.村報及びホームページ、ひえづ113チャンネルでの情報発信の徹底 17.広聴活動の充実 18.財政状況（財政シミュレーション）の公表 19.予算・決算状況の公表 | 団体等との連携推進 12.行政との協働を目指すNPO法人の設立支援 13.広報広聴活動の開催 14.村報及びホームページ、ひえづ113チャンネルでの情報発信の充実 15.財政状況、予算・決算内容の公表 |
| 成果 | ・下水道使用料、各公共施設の使用料等の改正、各種補助金の減額及び廃止、村長はじめ職員の給与、議員、各種委員の報酬カット、事務事業の効率化、省力化を目指し補助団体の自主運営、類似審議会等の統合、庁舎内のオンライン化を実施。 | ・土地の有効利用のため農振の見直しを行った。 ・イベント運営は実行委員会方式で運営となった。 ・新たな行政課題等に取り組むため機構改革を実施（H23.7） | ・ふるさと納税ではクレジット決済を導入し歳入確保及び事務の効率化を図った。 ・適正な受益者負担を維持するため使用料・手数料の見直しを行った（3年毎）。 ・行政との協働という観点から新たな複合施設（ヴィレステひえづ）の中の喫茶コーナーの運営をNPO法人に委託した。 | ・住宅建設可能な土地の掘り起こしや土地情報の提供を行い、ニーズに対応できるよう取り組んだ。 ・定住人口増加を図るため新築住宅建設借入利息助成制度を推進した。 ・徴収強化を図るためシステムを導入し、効率化を図った。 ・ゴミの分別や健康に関する内容について住民説明会を開催するなどし、情報提供に努めた。 |

2. 日吉津村を取り巻く現状・課題

(1) 将来的な人口動向

国勢調査からの人口推移をみると、本村の人口は市街化区域決定や今吉土地区画整理事業により宅地が増加してきたこと、民間アパートの増加、大型商業施設の展開による利便性の良さ等が大きくかかわり、人口は増加傾向で推移しています。

しかし、国立社会保障・人口問題研究所によると、本村の人口は令和17(2035)年にピークを迎えますが(3,564人)、日本全体が人口減少時代へと移行する中、本村においても急激な減少はないものの、人口減少は避けられないものと考えられます。

このような中、人口を減少させないために、今後の施策が重要となります。子どもを増やす取り組みは勿論ですが、生産年齢人口の減少は、地域経済における産業基盤の脆弱化をもたらすとともに、地域コミュニティの機能低下、地域文化の伝承が困難になるなど、地域活力の低下にもつながります。また、財政面においても税収等の歳入の減少として影響してくることから生産年齢人口が流入する施策にも取り組むなど、総合的な対策を講じることが喫緊の課題となっています。

※生産年齢人口・・・生産活動の中心にいる人口層。15歳以上～65歳未満の人口

※実績値：国勢調査

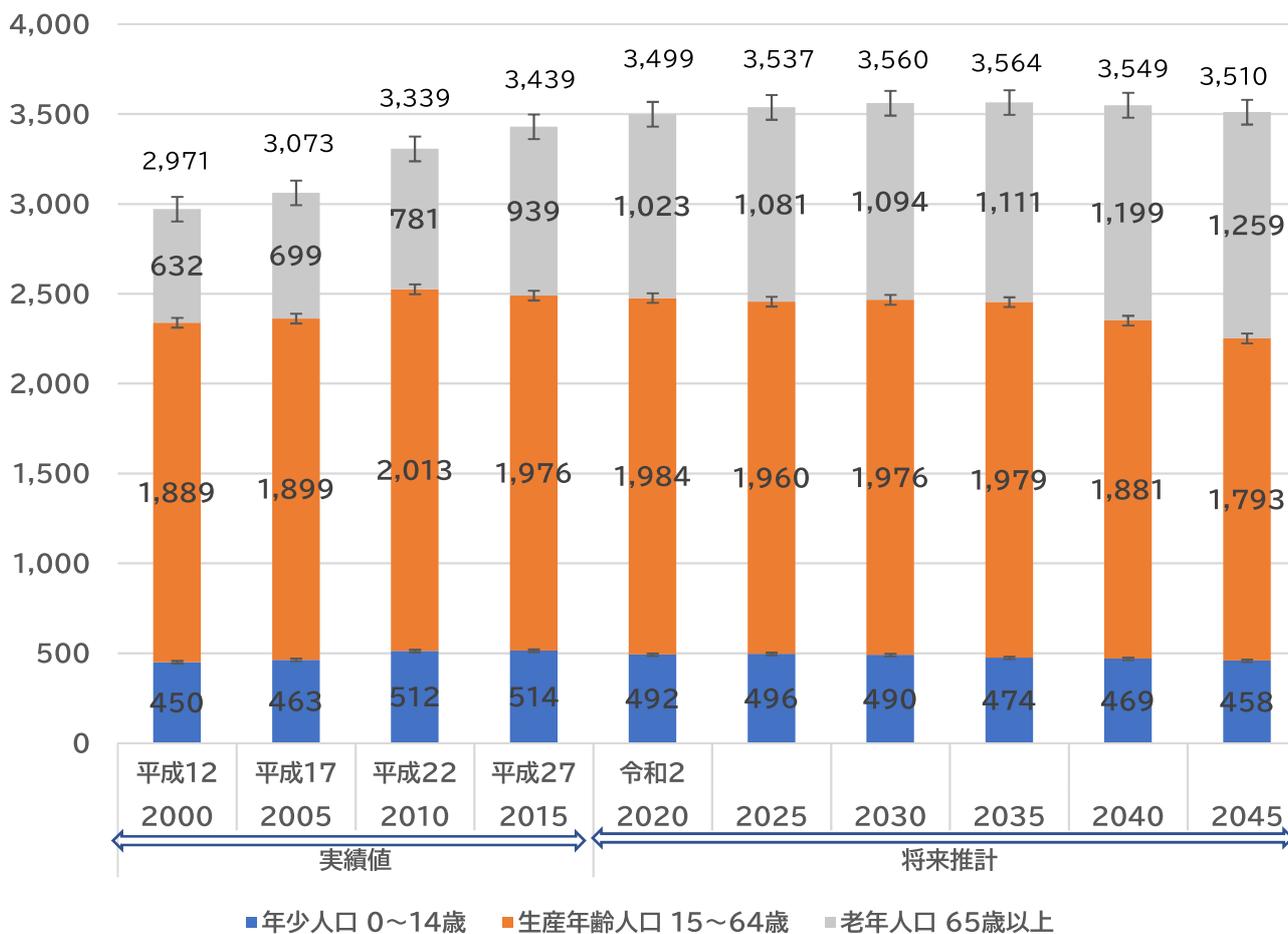
※将来推計：(H30年3月推計)

(国立社会保障・人口問題研究所)

※総数には「不詳」を含むため内訳を合計しても総数に一致しない。

(人)

日吉津村人口推移(国勢調査結果と将来人口推移)



(2) 日吉津村の財政状況

【令和2(2020)年度一般会計当初予算の特徴】

日吉津村の令和2(2020)年度当初予算では、歳出面では保育所等複合施設整備事業の設計委託や小学校給食室空調等整備工事、村道役場線の交差点改良のための用地購入等を実施予定であるため歳出総額は、前年度対比約13%の増で24.5億円となりました。

一方、歳入面では、村税8.9億円を見込むなど一般財源総額は17.3億円となりました。最終的に、当初予算では、歳出額が歳入額を超過したため、その財源不足に対して総額で約2.47億円の基金(貯金)を取り崩すことで予算を編成しました。

一般会計の基金残高(村の貯金残高)

令和元(2019)年度にはふるさと納税寄附金を財源として、夢はぐくむ村づくり基金に1.99億円積み立てましたが、ふるさと納税への返戻品等の増加のため財政調整基金を1.28億円取り崩すことになりました。その結果、基金残高の総額は、令和2(2020)年度当初予算編成後において6.5億円となり、令和元(2019)年度当初予算編成後と比較して基金残高は1.5億円の減少となりました。

地方債残高(村の借入の残高)

地方債残高は、令和3(2021)年度以降、保育所等複合施設建設に伴う新たな借り入れを行う予定であるため、令和元(2019)年度決算の時点では本村の地方債残高は24.4億円となっていますが、今後増加する見込みです。

【今後の財政収支見通し】

令和2(2020)年度当初予算編成において一定条件のもと作成した今後の財政収支見通しでは、次のように試算しています。

歳入面

今後、生産年齢人口の減少などによる村税の減収が見込まれます。また、令和2(2020)年度当初予算の歳入の19.3%を占める地方交付税は、社会保障費の増加や地方債償還に係る高率な交付税措置の増加などによる増額が見込まれます。

歳出面

高齢化や子育て支援策の充実による社会保障費(医療費、扶助費等)の増加や公共施設の更新のほか、インフラの整備などによる投資的経費の増加が見込まれます。

基金

近年、予算編成の収支不足を補うため、毎年度、基金を大きく取り崩しており、更に来年度実施予定の保育所等の複合施設建設費に基金を費やす予定にしているため、令和元

(2019) 年度末で 1.99 億円あった財政調整基金が令和 7 (2025) 年度には 1.57 億円、公共施設等建設基金や夢はぐくむ村づくり基金など目的基金の合計は 5.3 億円から 2.6 億円まで減少する見込みで、以降の公共施設の更新に支障が出かねない状況です。

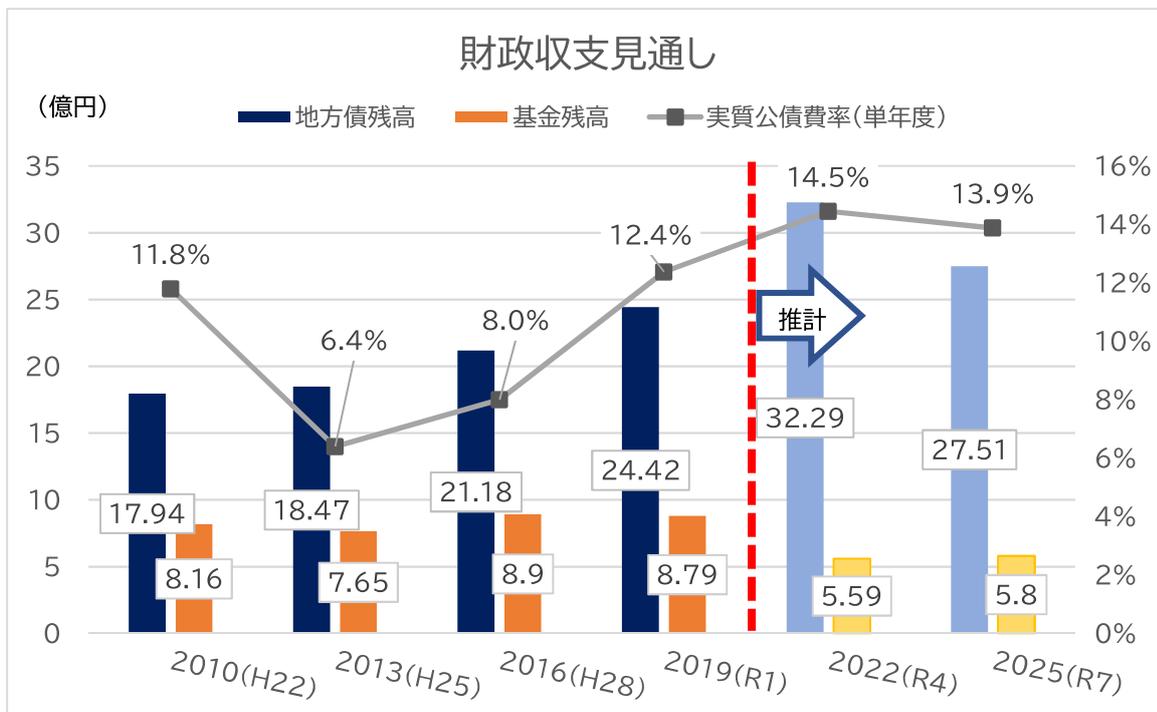
地方債

地方債残高は、老朽化した公共施設の更新財源として、新たな地方債の発行が必要となっており、保育所等複合施設建設事業及びその他更新施設数によっては、地方債残高が増加することが考えられます。

【その他財政面に影響を及ぼす課題】

公共施設の維持・更新

公共施設は、高度経済成長期から平成の初期に建設されましたが、現在老朽化に伴う大規模改修の問題に直面しており、村民一人当たりの負担は大きくなっています。



※実質公債比率・・・各自治体の公債費等による財政負担の度合いを判断する指標。
1 年間の収入に対する借金返済の負担割合のこと。

(3) 組織、職員

本村では、『日吉津村定員適正化計画』に基づき、職員の削減や組織の再編に取り組んできました。しかし、総合計画、地方創生の実現に向けた重要施策の推進、年々複雑化する行政需要など、増加する事務事業に対応していくためには、既存事業の見直しや ICT 技術、民間活力の活用など事務の効率化を積極的に進めることにより、執行体制を強化していく必要があります。

このため、組織の再編にあたっては、これらの状況を踏まえたうえで、将来の人口規模や財政規模に見合う簡素で効率的な組織体制の構築と人員の適正化が必要です。

日吉津村第4次行財政改革プラン

日吉津村職員数の推移（正規職員 条例定数：52人）

（単位：人、基準日：4月1日）

| | | 平 15 | 平 16 | 平 17 | 平 18 | 平 19 | 平 20 | 平 21 | 平 22 | 平 23 | 平 24 | 平 25 | 平 26 | 平 27 | 平 28 | 平 29 | 平 30 | 令 元 | 令 2 | |
|--------------|-------------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|--------|--------|----|
| 正規職員総合計人数 | | 51 | 50 | 50 | 49 | 48 | 48 | 48 | 47 | 47 | 47 | 46 | 48 | 48 | 48 | 48 | 48 | 48 | 49 | |
| 普通会計 | 福祉関係を除く一般行政 | 議会 | 2 | 2 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| | | 総務 | 12 | 10 | 13 | 13 | 14 | 13 | 13 | 11 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 | 11 | 10 | 10 | 9 | 9 |
| | | 税務 | 2 | 3 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 |
| | | 労働 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | | 農林水産 | 4 | 3 | 3 | 3 | 2 | 2 | 1 | 2 | 2 | 2 | 1 | 2 | 1 | 1 | 2 | 2 | 2 | 2 |
| | | 商工 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | | 土木 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 2 | 2 | 2 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 0 | 1 |
| | | 小計 | 21 | 19 | 20 | 20 | 20 | 19 | 19 | 18 | 18 | 17 | 16 | 17 | 16 | 17 | 17 | 17 | 17 | 15 |
| | 福祉関係 | 民生 | 12 | 15 | 13 | 13 | 12 | 12 | 13 | 14 | 14 | 14 | 13 | 14 | 15 | 14 | 14 | 15 | 16 | 17 |
| | | 衛生 | 5 | 5 | 5 | 4 | 5 | 6 | 6 | 6 | 6 | 6 | 6 | 6 | 7 | 7 | 7 | 7 | 8 | 7 |
| | | 小計 | 17 | 20 | 18 | 17 | 17 | 18 | 19 | 20 | 20 | 20 | 19 | 20 | 22 | 21 | 21 | 22 | 24 | 24 |
| | 一般行政部内計 | | 38 | 39 | 38 | 37 | 37 | 37 | 38 | 38 | 38 | 37 | 35 | 37 | 38 | 38 | 38 | 39 | 39 | 40 |
| | 教育 | | 6 | 6 | 6 | 6 | 6 | 6 | 5 | 5 | 5 | 5 | 6 | 6 | 5 | 4 | 4 | 3 | 3 | 4 |
| | 普通会計部内計 | | 44 | 45 | 44 | 43 | 43 | 43 | 43 | 43 | 43 | 42 | 41 | 43 | 43 | 42 | 42 | 42 | 42 | 44 |
| 下水道 | | 3 | 2 | 3 | 3 | 2 | 2 | 2 | 1 | 1 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 1 | |
| その他 | | 4 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 | |
| 公営企業等会計部内計 | | 7 | 5 | 6 | 6 | 5 | 5 | 5 | 4 | 4 | 5 | 5 | 5 | 5 | 6 | 6 | 6 | 6 | 5 | |
| 参考)非正規職員数(※) | | 36 | 39 | 43 | 50 | 57 | 58 | 67 | 72 | 71 | 71 | 76 | 78 | 69 | 68 | 72 | 73 | 79 | 87 | |

※非正規職員数：パート、臨時、非常勤、会計年度任用職員（フルタイム、パート）。
ただし、会計年度任用職員はR2.4.1からの制度にもとづく。

※正規職員は定数内で維持されていますが、事務量の増加により正規以外の職員に頼らざるを得ない状況があります。正規以外の職員の占める割合が高くなるのは小規模自治体の傾向であり、本村は顕著な状況にあるといえます。

（4）公共施設（建物）

本村が保有する公共施設は、庁舎などの行政施設2棟、村営住宅3棟、学校教育施設7棟、社会教育施設3棟、社会体育施設1棟、保健福祉施設2棟、子育て支援施設8棟、産業関係施設3棟、スポーツ・レクリエーション施設1棟、供給処理施設4棟、その他（都市公園）7棟で計41棟となっています。（令和元年度末現在）

このため、公共施設等総合管理計画に基づき、個別施設計画の策定・見直し、施設の複合化、更新、統廃合を検討する必要があります。

日吉津村第4次行財政改革プラン

公共施設の保有状況（令和元年度末現在）

| | 施設分類 | 施設数 | 施設名 |
|-------------|---------------|-----|--|
| 構 築 物 | 行政施設 | 2 | 役場庁舎、車庫棟 |
| | 村営住宅 | 3 | 村営住宅（A棟、B棟、C棟） |
| | 学校教育 | 7 | 小学校（教室棟、管理棟、特別教室棟、体育館、特別付属棟、プール付属棟、倉庫） |
| | 社会教育 | 3 | ヴィレステひえづ（コミュニティセンター、図書館）、民俗資料館、陶芸倉庫棟 |
| | 社会体育 | 1 | スポーツハウス |
| | 保健福祉 | 2 | 社会福祉協議会、デイサービスセンター |
| | 子育て支援 | 8 | 保育所（園舎、給食室、保育室、乳児室、倉庫、プール）、児童館、子育て支援センター |
| | 産業関係 | 3 | ふれあい生活館、観光漁業センター（管理棟、機械室） |
| | スポーツ・レクリエーション | 1 | 農業者トレーニングセンター |
| | 供給処理 | 4 | ひえづ浄水センター（管理棟、汚泥処理棟、倉庫（2）） |
| | その他（都市公園） | 7 | 河川敷トイレ、海浜運動公園（管理棟、バンガロー、炊事棟（2）、公衆便所、東屋） |
| | 合計 | 41 | |

※「ヴィレステひえづ」は健康相談健診センターの機能も有していますが、施設数として社会教育施設に含めています。

また、海浜運動公園テニスコート、ゲートボール場等利用者が少ない施設の活用方法について、現在検討しているところです。また、未活用の土地については、賃貸借、売却等有効活用を検討し、維持管理を継続して行います。

公有財産の内訳（行政財産+普通財産+財産区）の内訳（令和元年度末現在）（単位：㎡）

| 行政財産 | 普通財産 | | | 公有財産 |
|---------------------------------|-------------|---------|---------|---------|
| 村において公用又は公共用に供し、または供することを決定した財産 | 行政財産以外の公有財産 | | | |
| 学校、庁舎等 | 宅地 | その他 | 小計 | 合計 |
| | 宅地 | 山林、保安林 | | |
| 184,812 | 18,527 | 483,537 | 502,064 | 686,876 |

（5）事務事業

近年、社会経済環境の変化に応じた新たな行政需要も発生しており、事務事業については年々増加する傾向にあります。そのため、事務事業等について、マネジメントサイクル（PDCA サイクル）に基づき優先度や上位計画との整合性、目標達成状況等を重視した評価・検証を実施し、選択と集中の観点から、めりはりのある見直しを図り、限られた資源を有効に活用する必要があります。

3. 行財政改革の基本方針

(1) 改革の趣旨

これまでの行財政改革の取組により、社会環境の変化への対応について、一定の成果を得ていますが、人口構成の変化とそれに伴う様々な課題、また、これまでの改革において目標達成に至らなかった事項、新たな事務事業のほか対応すべき課題も存在しており、これらの課題解決に向けた取組が今後も必要になってきます。

国の地方制度調査会では令和2年6月に「2040年頃から逆算し検算化する諸課題に対応するために必要な地方行政体制のあり方等に関する答申（以下「第32次地方制度調査会答申」という。）」が示されました。答申では、今後の人口減少、新型コロナウイルス感染症や大規模災害等のリスクを踏まえ、地方行政のデジタル化による東京一極集中の是正や官民連携、広域連携の重要性について言及されています。

こうした状況の中、将来においても安定した行財政運営を維持し、質の高い村民サービスを継続的に提供していかなければなりません。また、「第7次日吉津村総合計画」を推進し、本村が目指す将来像を実現させるためにも、職員一人ひとりが不断の改革の意識を持ち、本村を取り巻く諸課題を迅速かつ的確に解決しつつ、将来の人口規模や財政規模、本村の特性にも考慮した行財政基盤を確立していく必要があります。

そのため、新たな行財政改革では、これまでの改革における課題について、現状に至るまでの経緯や経過、背景を検証したうえで、その取組成果や反省を活かしつつ、将来の本村に対して「何を充実させ、何を廃止するのか」という長期的な視点に立ち、考え、行動する行財政改革を推進していきます。

(2) 改革のテーマ

『さらなる村民サービス向上をめざして、未来につなぐ行財政基盤の確立』

(3) 改革の体系

令和3年度から施行する「第7次日吉津村総合計画」を上位計画として位置づけ、改革のテーマである『さらなる村民サービスの向上をめざして、未来につなぐ行財政基盤の確立』の実現に向けて、「行政改革」「財政改革」を実施するための実施項目を7つ定め、改革に取り組んでいきます。

① 行政改革

今後、本村においても人口の大幅な増加は難しく、人口が減少する時代へ移行していき、あらゆる分野での担い手が減少していく状況が予想されます。そのような社会では、限られた資源を最大限に活用し、刻々と変化する社会情勢や高度化する村の課題などに迅速かつ的確に対応する既存の価値観や制度、BPR（ビジネスプロセス・リエンジニアリング）や業務

プロセスの見直しによる業務改善や、業務への取り組み方を大胆に見直し、総合計画を具現化する効果的、効率的な組織体制の構築や職員構成、配置、職員一人ひとりの資質の向上を図り、将来の人口規模や財政規模を見据え、本村の特性（小規模自治体ならではの顔が見える関係性など）にも考慮した行政体制の確立を図ります。

また、平成15年11月に実施した「合併の是非を問う住民投票」の結果を踏まえ、単独存続を決め、平成21年4月には自治基本条例を制定し、参画と協働の村づくりを目指して歩んできました。その都度、村民を交えた議論や検討がされてきましたが、今後も引き続き村に対する村民の思いを村政に反映すべく行政改革に取り組んでいきます。

【実施項目】

- 効果的な組織体制の構築
- ICTなどの技術活用による事務の効率化
- 組織全体の人材力向上

② 財政改革

ここ近年、本村の財政力指数が少しずつ低下しています。また、普通交付税への依存度も高くなってきています。今後、生産年齢人口の減少により村税は減収すると予測される一方、歳出においては、社会保障関係費や公共施設等の更新費用の増加により、投資的経費の占める割合が年々増えることが見込まれています。特に今年度、国はコロナウイルス対策に多額の財政支出をしています。来年度以降の地方財政計画においては、地方交付税や臨時財政対策債のほか様々な地方に対する支出は削減され、地方自治体は緊縮財政を強いられることが予想されます。

そのため、事務事業等の見直しや公共施設の適正な管理、使用料の見直しや徴収体制の強化を図るとともに、事業実施のため、財源の検討などを一丸となって実施することにより、歳入確保と適正な歳出維持を図り、将来の人口規模や財政規模を見据え、持続可能な財政運営に努めます。

【実施項目】

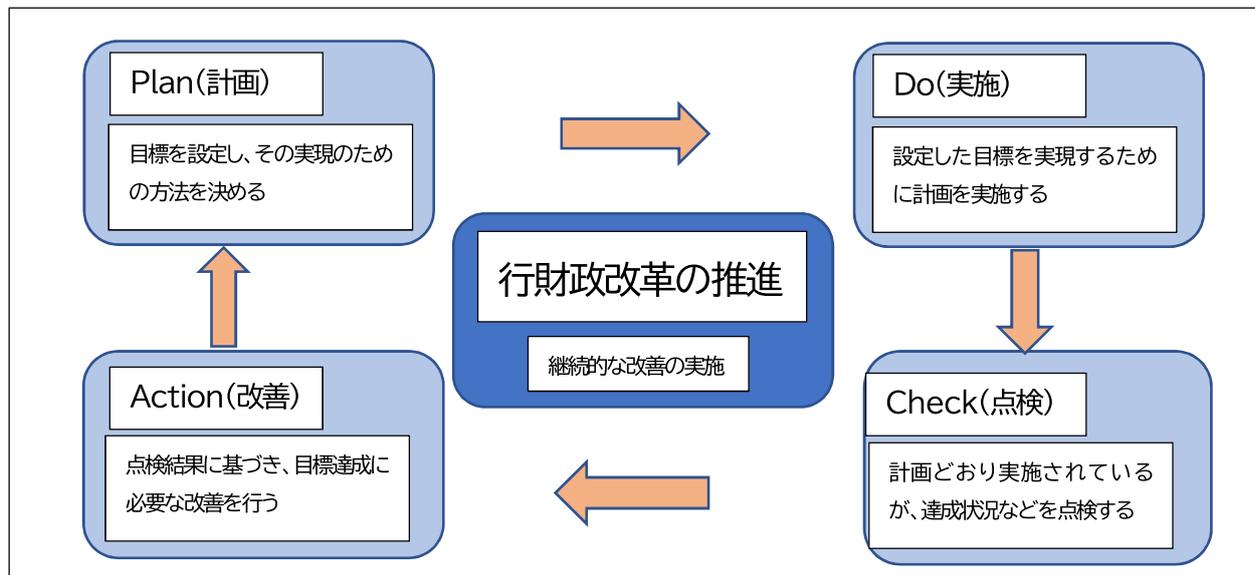
- 事務事業等の見直し
- 公共施設等の適正管理
- 受益者負担の適正化
- 歳入の確保

(4) 計画推進期間

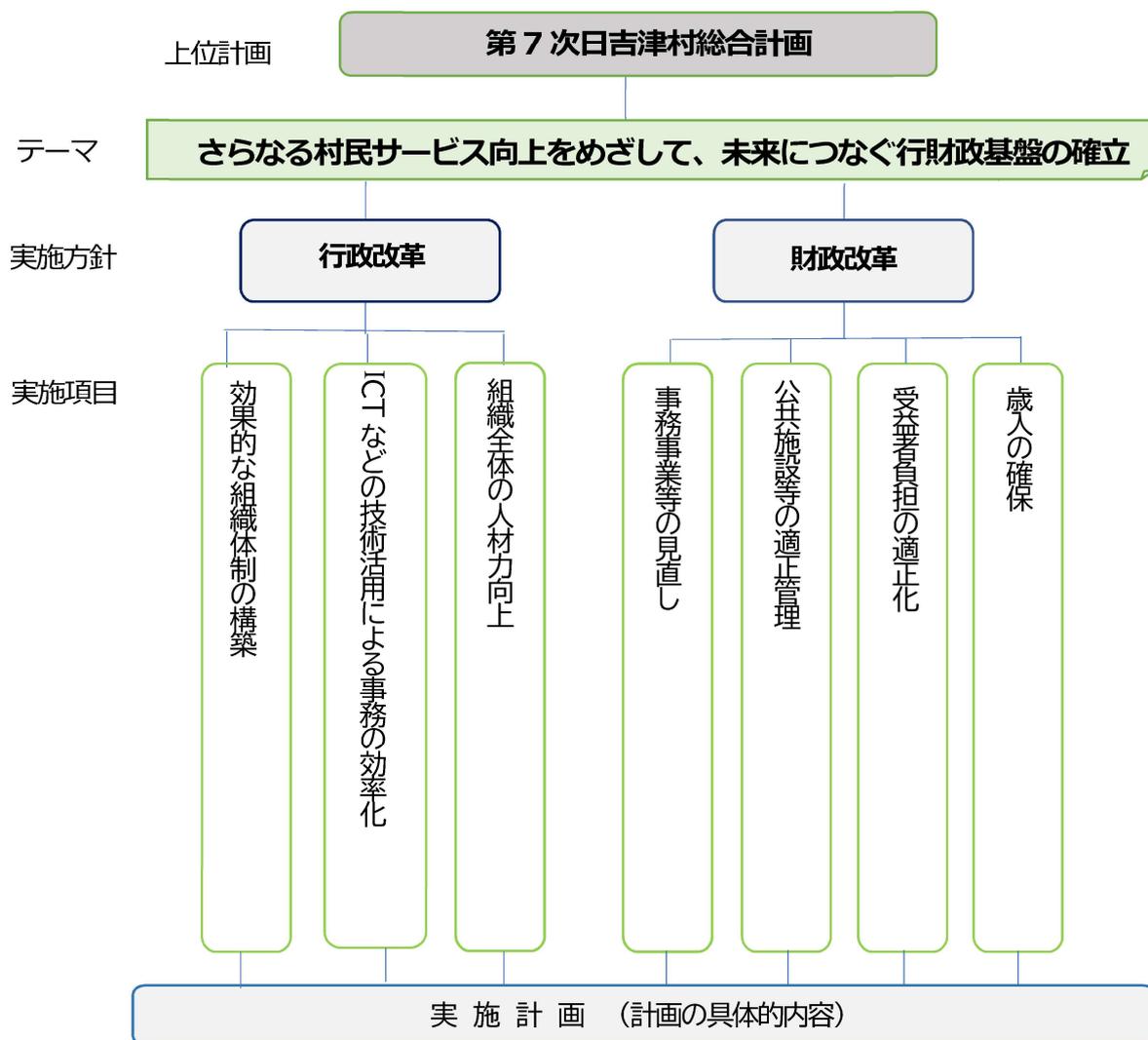
計画推進期間は令和3年度から令和7年度までの5年間とします。

(5) 進捗管理

庁内組織である日吉津村行財政改革推進本部を中心に、Plan（計画）→Do(実施)→Check(点検)→Action(改善)のマネジメントサイクル（PDCA サイクル）に基づいた進捗管理を徹底するとともに、進捗状況や社会経済環境の変化等を踏まえ、実施項目の追加や取組年度の変更などの改善策を立案し、随時、計画へ反映させることで、改革の着実な推進を図っていきます。



(6) 体系図



4. 具体的な取組

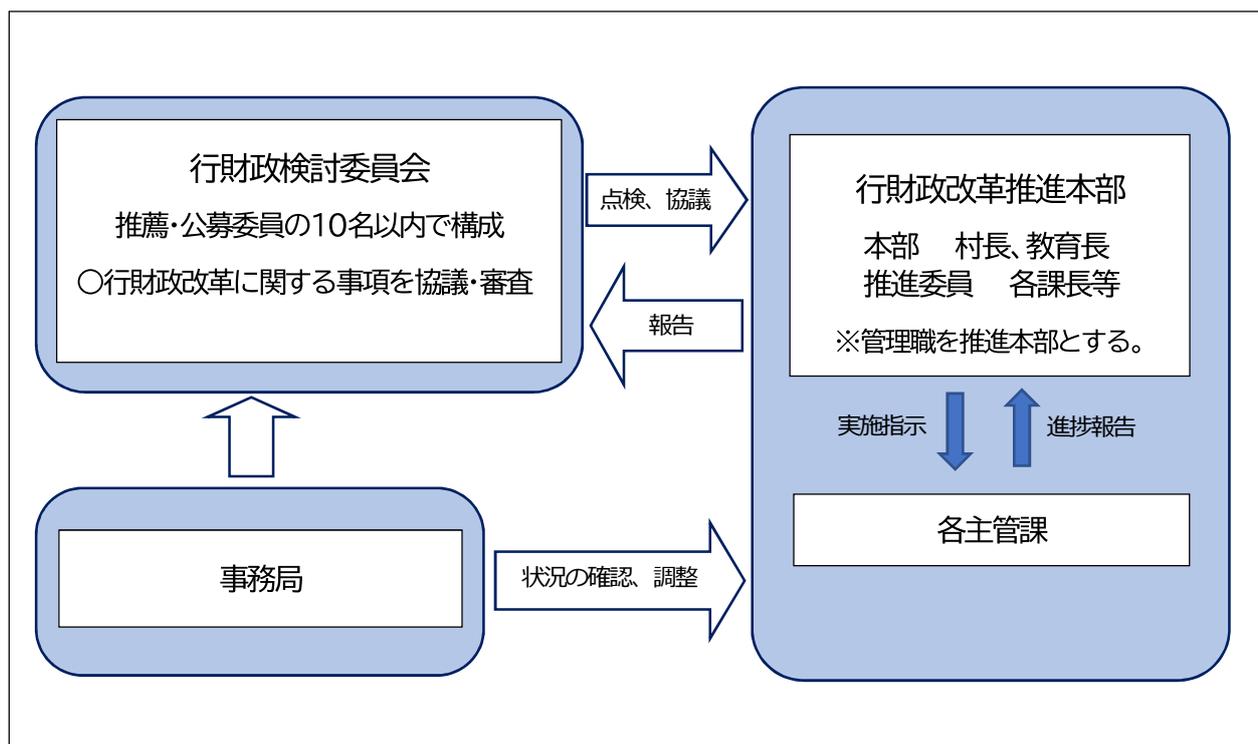
(1) 推進体制

改革の確実な実施を推進するため、行財政改革推進本部を庁内に設置し、改革の実施における懸案事項や実施計画の見直し等について随時協議するなど、改革全体の進捗管理を行います。

また、行財政改革推進本部のもと、実施項目の内容ごとに関係課を定め、当該主管課を中心に本部における協議内容について職員全員に周知徹底を図ることにより、迅速かつ着実に取り組みを進めていきます。

各取組項目の進捗状況については、マネジメントサイクルに基づき、毎年度当初に、前年度の実績や当該年度の目標、実績が目標に達していない場合の理由や改善に向けた取組などを、各主管課から行財政改革推進本部に報告することにより、改善に向けた取組を着実に実施し、目標達成が図られるよう進捗管理を行います。

点検にあたっては、庁内の内部点検に留まらず、行財政検討委員会（村民）の点検をいただきます。



(2) 取組内容

1. 行政改革

① 効果的な組織体制の構築

経営資源（収入、職員数）、社会情勢の変化などに迅速かつ的確に対応するため、将来を見据えた機能的な組織体制の構築や職員配置より限られた人員で効率的な事務を処理する体制を構築します。

| | |
|-----|--|
| 関係課 | 総務課 (主管課：総務課) |
| 内 容 | <p>(ア) 機構改革によるスリムな体制 ○人口減少などの社会情勢の変化に伴う新たな行政課題や、高度化・多様化する行政課題に迅速かつ的確に対応する行政体制づくりに取り組みます。</p> <p>(イ) 将来を見据えた効果的な職員体制の確立 ○人口減少に伴う将来の職員不足への対応や専門的知識・技術の継承及び業務への対応が必要です。また、再任用職員、会計年度任用職員などの活用も図りつつ、将来を見据えた職員体制を検討します。</p> |

② ICTなどの技術活用による事務の効率化

限られた財源、人的資源の中で行政サービスの提供を維持するため、庁内コスト削減や限られた職員で効率的に事務を処理する体制が必要不可欠となります。この体制を可能とするとされている ICT などの技術を近隣市町との連携や共同化も含めて活用し、スマート自治体への転換を進めます。

| 関係課 | 全課 (主管課：総合政策課) |
|-----|---|
| 内 容 | <p>(ア) ICT などの技術導入によるスマート自治体への転換 ○費用対効果を考えつつ、将来を見据えて ICT などの技術を導入し、活用することにより事務の効率化とコスト削減を図り、効率的に事務を処理する体制づくりを行います。</p> <p>(イ) 近隣市町との連携強化 ○電子申請システム、自治体クラウドなど近隣自治体との共同導入とともにシステムの見直しについても検討し効率化に取り組みます。</p> <p>(ウ) RPA や AI を活用した職員の業務支援 ○RPA 技術を用い、定型的データ入力や行政処理業務などのデスクワークを自動化し事務の効率化に取り組むとともに、AI (人工知能) を活用することにより、専門的知識や経験の次世代への継承を可能とし、時間短縮だけでなく正確性の向上を目指します。</p> |

※ICT(情報通信技術)

従来の「ICT」にかわり、通信ネットワークにより情報が流通することの重要性を意識して使用されている。

※スマート自治体

労働力が減少したとしても、自治体が本来実施すべき機能、サービスを維持できるよう、AI、ロボティクス等の ICT 技術を活用し、単純事務作業は全て自動処理するような自治体のことを指す。

※RPA(ロボットによる業務自動化)

定型作業のデスクワークをロボット(PC 内にあるソフトウェア)により自動化すること。

※AI(人工知能)

人間の脳が行っている知的な作業をコンピューターで模倣したソフトウェアやシステムのこと。コンピューターが人間の言語を理解、推論し、経験から学習する。

③ 組織全体の人材力向上

限られた職員数の中で、行政組織全体の成果をあげていくために、組織力を維持し、向上を図るための人材の確保と職員一人ひとりの能力開発ができる体制づくりに取り組みます。

| 関係課 | 総務課 (主管課：総務課) |
|-----|--|
| 内 容 | <p>(ア) 人材育成 ○将来を見据えた人材育成の方針に基づき、職員の役割を再構築し、職員一人ひとりが組織全体で活かされ、能力を発揮できる体制づくりを進めます。</p> <p>(イ) 多様な勤務形態による人材確保 ○人口減少に伴う将来の職員不足への対応や専門的知識・技術の継承及び業務への対応を図るため、多様な勤務形態による人材確保に努めます。</p> <p>(ウ) 人事評価制度の適正な運用 ○職員の能力や実績を把握し、能力の開発や意欲向上につなげるなど育成を行い、組織を活性化させる取組を検討します。</p> <p>(エ) 組織目標の明確化と共有化 ○職員の役割を再構築し、それぞれの職員の能力が組織全体で活かされ、職員自身の成長につながるるとともに、村民のために成果を上げる体制づくりを進めます。</p> <p>(オ) 生産性を高める働き方、業務の進め方 ○機構改革、ICT などの技術活用を検討し、業務量の見直しを図るとともに、これまで当たり前と思っていた業務の進め方を見直すチャンスと考え、労働時間を短縮し、ワーク・ライフ・バランスの均衡に努め、さらなる生産性の向上に取り組みます。</p> |

2 財政改革

① 事務事業等の見直し

増大する行政課題に迅速かつ的確に対応するためには、限られた経営資源を有効に活用する必要があります。

そのため、上位計画との整合性や目標達成状況を重視した評価・検証を実施し、事務事業等の見直しにより、限られた資源の有効活用を図ります。

| | |
|-----|---|
| 関係課 | 全課 (主管課：総合政策課) |
| 内 容 | <p>(ア) 事務事業の見直し ○時代の変化に対応した事務事業を見直すため、職員自ら事業の目標、成果、課題について認識できる事務事業評価などの行政評価制度を定着させ、評価結果に基づく見直しを図ります。</p> <p>(イ) 補助事業の見直し ○補助金(国県事業補助並びに団体運営補助を含む)については、算定基準を明確にするとともに、費用対効果を検証した上で、見直しを検討します。</p> |

② 公共施設等の適正管理

将来の人口規模や財政規模に見合う施設の維持管理を検討することにより、後世に負担を先送りしない公共施設の適正な長寿命化(更新)に取り組めます。

| | |
|-----|--|
| 関係課 | 総務課、福祉保健課、住民課、建設産業課、教育委員会 (主管課：総務課) |
| 内 容 | <p>(ア) 指定管理者制度導入による新たな管理方法の検討 ○民間の専門的な知識、技術、ノウハウ等を活用することで、サービス向上が図られる施設については指定管理者制度の導入に向けた検討を行います。</p> <p>(イ) 公共施設等(公共施設及び道路、橋梁、下水道等のインフラ施設)の総合管理計画、個別施設計画の推進 ○計画的な維持管理、更新費用の軽減、配置の適正化を目的とした計画である総合管理計画に定めた目標を実現していくため、施設ごとの維持経費の縮減などの具体的な方針を記載した個別施設計画を策定し、適正な管理の検討を進めます。</p> |

③ 受益者負担の適正化

村民負担の公平性の観点から、使用料や減免基準のあり方を検討することにより、適正な歳入と受益者負担の公平性を確保し、長期的に安定したサービスを提供できるようにします。

| | |
|-----|--|
| 関係課 | 総務課、福祉保健課、住民課、建設産業課、教育委員会 (主管課：総合政策課) |
| 内 容 | (ア) 受益者負担の適正化 ○運営にかかるコスト削減に取り組みつつ、施設などにかかる管理費や維持修繕費等のコストを基に、村外からの収入も見込んだ適正な使用料を検討します。 |

④ 歳入の確保

村税をはじめとする各種収入金の収納率を向上させることは、歳入確保の基本であり、受益者負担の公平性の観点からも確実に徴収する必要があります。また、将来的には人口減少に伴う歳入減少が見込まれる中、新たな財源の確保の検討を進め、将来にわたり持続可能な財政基盤の確立を図ります。

| | |
|-----|--|
| 関係課 | 全課 (主管課：住民課、総務課) |
| 内 容 | (ア) 徴収体制の強化 ○村税、保険料、保育料、下水道使用料などの未収金の回収状況については、現状や課題を把握するため各関係課で連携し進捗管理を行い、徴収の強化を図ります。 ○徴収技術向上を目的とした研修会に参加し、職員のスキルアップを図るとともに、県や近隣市町などの関係機関との連携を強化し、税の公平性を念頭に収納率の向上を図ります。 (イ) 事業実施のための財源の検討 ○財源確保として国や県などの補助金・交付金、民間補助金の積極的な活用を推進します。 |